

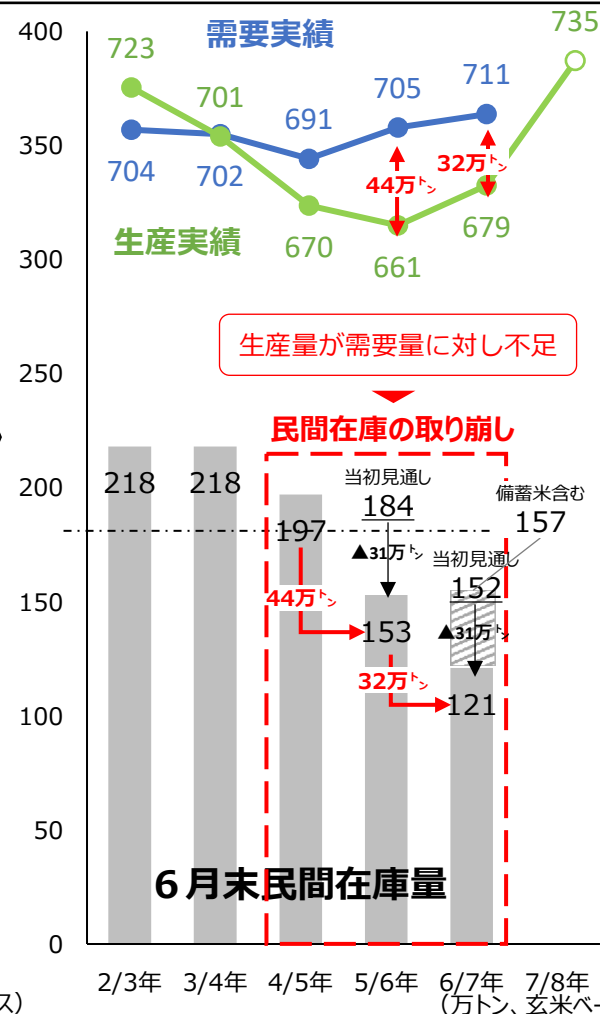
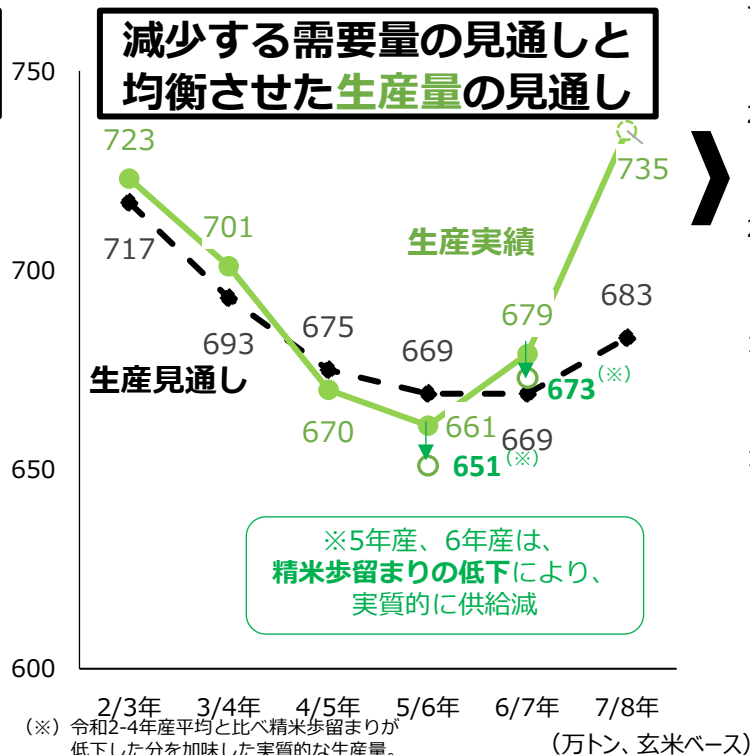
# 食糧法改正の背景と概要

---

令和 8 年 7 月  
農林水産省

米の安定供給等実現関係閣僚会議資料  
(令和7年8月5日)

- 毎年秋、食糧部会に諮問して、翌年の主食用米等の需給見通し（需要量の見通し、生産量の見通し等）を作成



# 今般の米価高騰の要因と対応の検証、今後の方向性

## 《検証》

- (1) 農林水産省は、人口減少等による需要のマイナス・トレンドの継続を前提として、翌年産の需要量の見通しと生産量の見通しを作成（令和4年秋・令和5年秋）。また、生産量の見通しにおいても、精米歩留まりが低下していることを考慮していなかった。
- 他方、実際の生産量及び在庫量から計算した需要量(玄米ベース)は、令和4/5年と比較して、令和5/6年、6/7年は増加。また、精米とう精数量から推計した需要量（精米ベース）でも、令和4年産と比較して、令和5・6年産は増加。
- その要因は、高温障害等により精米歩留まりが悪かったことから、玄米ベースでの必要量が増加したこと（供給面の要因）に加え、インバウンド需要や、家計購入量の増加など一人当たり消費量の増加によるものと考えられる。
- この結果、生産量は需要量に対し不足（令和5/6年：40～50万トン程度（需要量比：6～8%程度）、令和6/7年：20～30万トン程度（需要量比：4～5%程度））し、民間在庫を取り崩し、需要量に見合う供給量を確保せざるを得なかった。
- (2) 民間在庫は、多くが既に売り先が決まっているものであり、緊急事態に対応できるバッファーになり得ない状況。民間在庫の減少に伴い、流通段階では、次年度の端境期に米が不足するとの不安から競争が発生。卸売業者等では、新規の調達ルートを開拓したり、同業者間で取引するスポット市場を通じて、比較的高い価格の米を調達。
- (3) これらが米価高騰の要因となる中、農林水産省は、生産量(玄米ベース)は足りているとの認識の中で、
- ① 流通実態の把握に消極的であり、マーケットへの情報発信や対話も不十分。
  - ② 政府備蓄米についても、不作時に備蓄米を放出するというルールの下、放出時期が遅延。
- こうした対応の下で、卸売業者等の不安感を払拭できず、更なる価格高騰を招致。

## 《今後の方向性》

- ① 需給の変動にも柔軟に対応できるよう、官民合わせた備蓄の活用や、耕作放棄地も活用しつつ、増産に舵を切る政策への移行
- ② 農地の集積・集約、大区画化や、スマート農業技術の活用、新たな農法（節水型乾田直播等）等を通じた生産性の向上
- ③ 米国の関税措置による影響を分析しつつ、増産の出口としての輸出の抜本的拡大
- ④ 精米ベースの供給量・需要量や消費動向の把握等を通じた、余裕を持った需給見通しの作成と消費拡大
- ⑤ 流通構造の透明性の確保のための実態把握や流通の適正化を通じた消費者・生産者等の納得感の醸成
- ⑥ 作物ごとの生産性向上等への転換、環境負荷低減に資する新たな仕組みの創設等を通じた水田政策の見直し（令和9年度） 等

※赤線部分は、食糧法の改正により措置することを検討している事項。

## ○ 流通構造の透明性確保のための実態把握の強化等

### ① 在庫量、出荷・販売取扱量等の流通情報の把握など実態把握強化を検討する

- ・ 届出対象の追加（加工・中食・外食事業者を届出対象に追加）
- ・ 報告対象事業者の拡大（取扱数量の規模要件の引下げ）
- ・ 定期的な情報把握（定期報告の義務付け、報告対象事業者の規模に応じた報告頻度の見直し）
- ・ 報告内容の拡大（在庫量、出荷・販売取扱量とその見込量、取引価格、精米数量等）

### ② 届出事業者等の違反を抑止し、是正するための適確な情報把握を担保する措置を検討する

### ③ 生産者から消費者までが客観的に判断するための材料として、市場動向について、より密に情報発信を行う

## ○ 今後の備蓄政策について、さらに早急に検討を進める

### ① 生産量の減少以外の不足要因にも対応できるよう、食糧法を改正し、備蓄の定義（目的）を見直すとともに、その水準について、③・④の制度設計も踏まえつつ、検討する

### ② 事前契約による令和8年産備蓄米の政府買入れは21万玄米トンを予定。政府備蓄米の放出（全体で約59万玄米トン）に係る買戻し及び買入れは、今後の需給状況等を見定めた上で行う

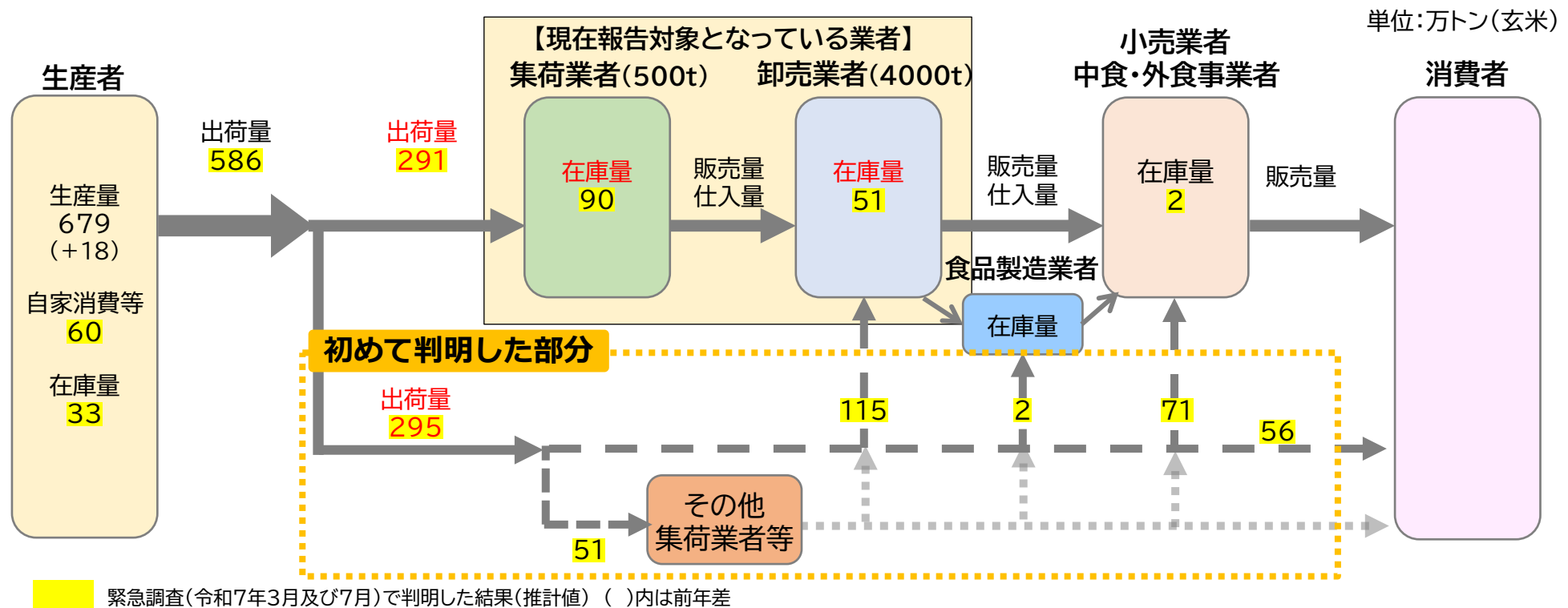
### ③ 政府備蓄について、今般の備蓄米の売渡しにおける課題の検証を踏まえ、備蓄期間、売渡しの方法、倉庫の地域偏在等について、より円滑な備蓄米の供給の観点から、その運営を見直す

### ④ 民間備蓄について、官民の役割分担と運営方法等につき、民間事業者の意見も踏まえた上で、その具体的な仕組みについて検討する

## 緊急調査で明らかになった令和6年産米の流通状況【推計】

- 集荷業者以外の業者等への出荷量が全体の約半分を占め、**流通が多様化していることが明らか**になり、これらの業者から卸売業者や小売業者、中食・外食事業者への販売が一定程度存在。他方で、**その他集荷業者等の在庫量等は把握できていない状況**。
- **流通実態を、時間的経過を含め的確に把握するためには、従来からの把握では調査項目等が不十分**。

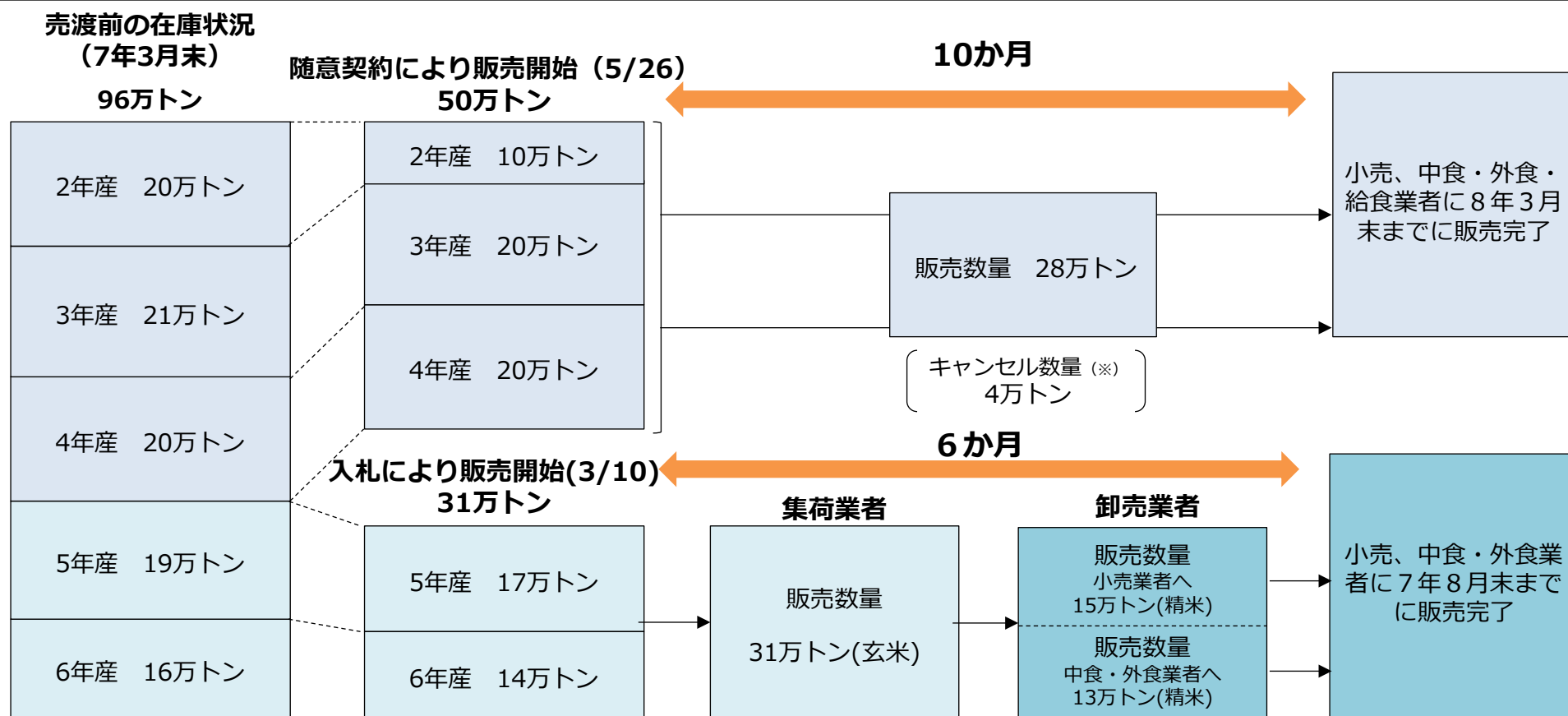
### 令和6年産米の流通状況（令和7年6月末の調査で判明）



- ※1 生産者の在庫数量等に関する聴き取り調査の結果から、2020年農林業センサスの作付規模の階層別作付面積のシェアを用いて、生産者全体の在庫量等を推計。
- ※2 集荷業者以外の業者等の業種別の出荷量は、生産者の在庫数量等に関する聴き取り調査の生産者直接販売等の推計値(295万トン)に、出荷先の業種別割合を乗じて算出。  
(消費者への販売量は、消費者直売等とふるさと納税の計であり、その他集荷業者等への出荷量は、集荷業者(系統外)、農業生産法人等及びその他の計である。)
- ※3 その他集荷業者等の51万トンの販売先は未確認。

# 政府備蓄米の売渡し

- 政府備蓄米については、**入札により31万トン販売、随意契約により28万トン**それぞれ販売。
- 入札による政府備蓄米は、**小売等への販売に6か月**。公告期間を原則10日取る必要や、多数の者への売渡しに係る**混乱等を避けるため川上の集荷業者に販売**せざるを得ず、**川下事業者への売渡しに一定の時間**を要した。
- 随意契約による政府備蓄米は、**小売等への販売に10か月**。紙袋形態で保管されている米の**処理**や**多数の者への売渡し手続きを国が行う**こととなった結果、**手続きに一定の時間**を要したものの。



※ キャンセル数量は、数量確定後の要望によりキャンセルとなった数量。28万トンの外数。

# 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律の概要

## 背景

- 今般の米価高騰の要因及び政府備蓄の売渡しの対応を検証する中で、農林水産省が**多様化する流通実態を適確に把握できていなかった**ことや、**政府備蓄は売渡手続に時間を要し、機動性を欠く**という課題が明らかとなった  
このような課題に対応し、米の安定供給を確保するためには、
  - ① **外食・中食を含め流通業者の取引実態を幅広く把握**するとともに、
  - ② **官民を挙げた備蓄体制を構築**し、備蓄米の機動的放出を可能にする必要
- 米の需要を拡大し、これに応じた生産を推進するためには、**米の需要の減少を前提とした生産調整に関する規定を見直す**必要

## 法律の概要

### 1. 多様化する流通実態の把握強化

- (1) 届出事業者の拡大
  - ・ 米穀の出荷・販売業者に加え、**加工・中食・外食の事業者を追加**（第9条関係）
- (2) 定期的報告の義務化、罰則の強化
  - ① (1)の事業者に対し、**国への定期的な在庫量、出荷・販売量等の報告**を義務化（第11条関係）
  - ② 届出・定期報告等の適正性を担保するため、**罰則を措置**（第56条第2号、第58条、第59条第1号及び第2号並びに第62条第1号関係）

### 2. 備蓄制度の見直し

- (1) 目的の見直し（第3条第2項関係）
  - ・ **生産量の減少による供給不足**に加えて、**需要量の増加等による供給不足**にも備えて保有できるよう、備蓄の目的を見直し。
- (2) 民間備蓄制度の創設
  - ① 基準保有量の米穀の常時保有（第33条の2から第33条の6まで関係）
    - ・ 政府備蓄に加え、**一定規模以上の民間事業者**に対して、**基準量以上の米穀の保有を義務付け**
    - ・ 各事業者の基準量は、**前年の取引数量の100分の10を超えず**、かつ、**民間備蓄の総量が政府備蓄の100分の25を超えない**範囲で算定方法を省令で定める
    - ・ 基準量以上の米穀を常時保有していない場合には、**常時保有することを勧告・命令**

# 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律の概要

## (2) 民間備蓄制度の創設

### ② 民間備蓄の譲渡し（第33条の7関係）

- ・ 米穀の供給が不足し、政府備蓄に比べ民間備蓄の方が迅速に譲り渡すことができる場合には、**基準量を引き下げ、必要に応じて供給が不足している地域等への譲渡しを要請・勧告・公表・命令**

### ③ 財政上の措置等（第48条の2関係）

- ・ 米穀の常時保有が円滑に行われるよう、政府は、**必要な財政上の措置**等を講ずることを明記

### ④ 罰則の措置（第56条第1号、第59条第3号及び第60条関係）

- ・ ①の常時保有命令違反、②の譲渡し命令違反等に対する**罰則を措置**

## 3. 需要に応じた生産の促進

### (1) 生産調整方針の廃止（改正前第2条、第5条から第7条まで及び第9条第1号関係）

- ・ 米の需要減少を前提とした「米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進」なる規定や、国による**生産調整方針の認定規定を廃止**

### (2) 需要に応じた生産に係る責務規定の新設（第5条関係）

- ・ **生産者は需要に応じた生産に主体的に努力すること、政府は農地の大区画化や輸出等需要開拓により需要に応じた生産を促進すること**等を明記

## 4. 目的規定の見直し（第1条関係）

- ① 生産調整に代えて**米穀の需要に応じた生産**を規定すること、**民間備蓄**制度を創設することに合わせ、**目的にも追加**。
- ② 米穀価格形成センターの規定の廃止と併せ、「需給の安定を図り、及びこれを通じて価格の安定化を図る」旨を明確化。

### 施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日。

ただし、2(1)は公布の日、2(2)は公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日。